

山梨県公報

第二千二百一十号

平成二十四年

二月六日

月 曜 日

目次

- 土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の解除……………六九
- 道路の区域変更……………六九
- 道路の供用開始……………六九
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………六九
- 建築基準法に基づく道路位置指定……………七〇
- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(三件)……………七〇

告示

山梨県告示第四十五号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十三年山梨県告示第二百六十八号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の全部の指定を解除する。
平成二十四年二月六日

山梨県知事 横内正明

- 一 指定を解除する区域 韮崎市若宮一丁目六一番五の一部
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 指定を解除する区域において講じられた汚染の除去等の措置 なし(土壌汚染対策法施行規則第七条第二項の規定による試料採取等を実施した結果、土壌汚染対策法第六条第一項第一号に該当しないと認められた。)

山梨県告示第四十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十四年二月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月六日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 鶯宿上曾根線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
笛吹市芦川町鶯宿字北居村西割一三三番の二地先から 笛吹市芦川町鶯宿字北居村西割二二七九番の二地先まで	四・八 一九・九	一・五 七・三	(メートル)	二四〇・三
				二四一・九

山梨県告示第四十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十四年二月二十七日まで一般の縦覧に供する。
平成二十四年二月六日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	市川三郷山 梨自転車道 線	中央市乙黒字下河原七三四番の 三地先から 中央市乙黒字下河原七六〇番の 四地先まで	一一五・〇 (メートル)	平成二十四 年二月六日

山梨県告示第四十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三